



# 長野県報

9月24日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2710号

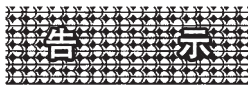
## 目次

### 告示

森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除(文化財・生涯学習課).....	4

### 公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課).....	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....	6
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課).....	6
特定調達契約に係る一般競争入札(契約・検査課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	8
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	8
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	9



### 長野県告示第427号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市鬼無里字袖牧川5248のロ、5250のイ、5250のロ
- 2 指定の目的  
雪崩の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第428号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
伊那市長谷黒河内2619の189・2619の190・2619の519・2619の520・2619の651(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的

水源<sup>かん</sup>の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

伊那市長谷黒河内2788の5・2788の6(以上2筆国有林)、  
2788の1、2788の3、2788の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

### 長野県告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年9月24日 長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

小平1、小平2、小平3、竹ノ上1、小和田1、小和田2、小和田3、小和田4、小和田5、小和田6、小和田7、小和田8、小和田9、小和田10、針ヶ平1、小和田11、牧ヶ原1、南原1、牧ヶ原2、南原2、中央1、中央2、中央3、中央4、中央7、中央5、中央6、中通1、中通2、上前沢1、上前沢2、上前沢3、田島1、田島2、田島3、田島4、田島5、田島6、中田島1、中田島2、中田島3、中田島4、南田島1、南田島2、南田島3、南田島4、南田島5、南田島6、飯沼1、飯沼2、飯沼3、飯沼4、飯沼5、飯沼6、飯沼7、飯沼8、飯沼9、飯沼10、飯沼11、飯沼12、飯沼13、飯沼14、北組1、美里1、美里2、美里3、美里4、美里5、美里6、美里7、美里8、美里9、美里10、美里11、美里12、美里13、美里14、美里15、美里16、美里17、美里18、美里19、美里20、美里21、美里22、美里23、美里24、美里25、美里26、美里27、美里28、美里29、美里30、美里31、美里32、美里33、美里34、美里35、美里36、美里37、美里38、美里39、北組2、北組3、北組4、北組5、北組6、北組7、北組8、北組9、美里40、北組10、中組11、北組12、北組13、北組14、北組11、中組1、中組2、中組3、中組4、中組5、中組6、中組7、中組8、下平2、下平3、下平4、中組9、下平5、沖町6、沖町7、中組10、沖町1、沖町2、沖町3、沖町4、三共1、三共2、沖町5、三共3、三共4、沖町8、三共6、三共7、葛北1、三共8、葛北2、三共9、葛北3、葛北4、葛北5、三共10、三共11、葛北6、三共12、三共5、葛北7、葛北8、葛北9、葛北10、葛北11、葛北12、葛北13、葛北14、柏原1、柏原2、柏原3、柏原4、柏原5、柏原6、柏原7、渡場1、柏原8、柏原9、渡場2、渡場3、柳沢1、南陽1、南陽2、南陽3、南陽4、南陽5、南陽6、南陽7、南陽8、南陽9、南陽10、南陽11、南陽12、南陽13、南陽14、南陽15、南陽16、南陽17、南陽18、南陽19、南陽20、南陽21、南陽22、南陽23、南陽24、南陽25、南陽26、柳沢2、柳沢3、柳沢4、柳沢5、柳沢6、桑原2、桑原3、桑原4、桑

原5、桑原6、桑原7、桑原8、桑原9、桑原10、桑原11、桑原12、桑原13、桑原14、桑原15、桑原16、桑原17、桑原18、桑原19、桑原20、桑原21、桑原22、桑原23、桑原24、桑原25、桑原26、桑原27、桑原1及び城6

2 指定の区域

上伊那郡中川村及び飯島町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

### 長野県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

小平2、小平3、竹ノ上1、小和田1、小和田2、小和田3、小和田4、小和田5、小和田6、小和田7、小和田8、小和田9、小和田10、針ヶ平1、小和田11、中央1、中央2、中央3、中央4、中央5、中央6、中通1、中通2、上前沢1、上前沢2、田島1、田島2、田島3、田島4、田島5、田島6、中田島1、中田島2、中田島3、中田島4、南田島1、南田島2、南田島3、南田島4、南田島5、南田島6、飯沼1、飯沼2、飯沼3、飯沼4、飯沼6、飯沼7、飯沼8、飯沼9、飯沼10、飯沼11、飯沼12、飯沼13、飯沼14、北組1、美里1、美里2、美里3、美里4、美里5、美里6、美里7、美里8、美里9、美里10、美里11、美里12、美里13、美里14、美里16、美里17、美里18、美里19、美里20、美里21、美里22、美里23、美里24、美里25、美里26、美里27、美里28、美里29、美里30、美里31、美里32、美里33、美里34、美里35、美里36、美里37、美里38、美里39、北組2、北組3、北組4、北組5、北組6、北組7、北組8、美里40、北組10、中組11、北組12、北組13、北組14、北組11、中組1、中組2、中組3、中組4、中組5、中組6、中組7、中組8、下平3、下平4、中組9、下平5、沖町6、沖町7、中組10、沖町1、沖町2、沖町4、三共3、三共4、沖町8、三共6、三共7、葛北1、三共8、葛北3、葛北4、葛北5、三共10、三共11、葛北6、三共12、葛北7、葛北9、葛北10、葛北11、葛北14、柏原3、柏原4、柏原7、渡場1、柏原8、柏原9、渡場2、渡場3、柳沢1、南陽1、南陽2、南陽3、南陽4、南陽5、南陽6、南陽7、南陽8、南陽9、南陽10、南陽11、南陽12、南陽13、南陽15、南陽16、南陽17、南陽18、南陽19、南陽20、南陽21、南陽22、南陽23、南陽24、南陽25、南陽26、柳沢2、柳沢3、柳沢4、桑原3、桑原4、桑原5、桑原6、桑原7、桑原11、桑原12、桑原13、桑原14、桑原15、桑原16、桑原17、桑原18、桑原19、桑原20、桑原21、桑原22、桑原23、桑原25、桑原26、桑原27、桑原1及び城6

2 指定の区域

上伊那郡中川村及び飯島町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第431号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

南沢川、会ノ沢、城洞沢、北洞沢、八幡沢、古瀬坂沢、柿沢、大黒沢川、矢村沢川、坊ヶ沢、洞ヶ沢、郷土沢、飯沼(3)、飯沼(4)、飯沼(5)、飯沼(2)、飯沼(1)、和見沢(1)、和見沢(2)、丸尾、和見沢(3)、四徳川、手取沢(2)、権現沢、手取沢(1)、美里、手取沢(3)、手取沢(4)、手取沢(5)、手取沢(6)、長岩沢(1)、長岩沢(2)、銭沢、三ツ久保沢、峯(1)、峯(2)、峯(3)、北組、大谷沢(1)、大谷沢(2)、兎沢、中組(1)、中組(2)、堂洞沢川、沖町(1)、沖町(2)、沖町(3)、大澤洞(1)、大澤洞(2)、大澤洞(3)、大澤洞(4)、大中洞(1)、大中洞(2)、間柱(2)、間柱(1)、間柱(3)、鳳来沢川、鹿養(1)、鹿養(2)、鹿養(3)、鹿養(4)、苦木沢川、神垣沢、南沢、宮沢、渡場、井戸入沢(1)、井戸入沢(2)、尾梨沢、保谷沢川(3)及び日向沢

2 指定の区域

上伊那郡中川村及び下伊那郡松川町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

**長野県告示第432号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

南沢川、会ノ沢、城洞沢、八幡沢、矢村沢川、洞ヶ沢、郷土沢、飯沼(3)、飯沼(4)、飯沼(5)、飯沼(2)、飯沼(1)、和見沢(1)、和見沢(2)、丸尾、和見沢(3)、手取沢(2)、権現沢、手取沢(1)、美里、手取沢(3)、手取沢(4)、手取沢(5)、手取沢(6)、長岩沢(1)、長岩沢(2)、銭沢、三ツ久保沢、峯(1)、峯(2)、峯(3)、北組、大谷沢(1)、大谷沢(2)、中組(1)、中組(2)、堂洞沢川、沖町(1)、沖町(2)、沖町(3)、大澤洞(1)、大澤洞(2)、大澤洞(3)、大澤洞(4)、大中洞(1)、大中洞(2)、間柱(2)、間柱(1)、間柱(3)、鳳来沢川、鹿養(1)、鹿養(2)、鹿養(3)、鹿養(4)、苦木沢川、南沢、宮沢、渡場、井戸入沢(1)、井戸入沢(2)及び尾梨沢

2 指定の区域

上伊那郡中川村及び下伊那郡松川町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第433号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

小和田1、中田島1、飯沼1、飯沼2、美里1及び美里2

2 指定の区域

上伊那郡中川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

**長野県告示第434号**

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成27年9月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
渡辺 慎也	松本市梓川倭4131-72	小諸市相生町3-3-3 Yショップ小諸市役所

会計課

**長野県告示第435号**

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成27年9月18日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
信州うえだ農業協同組合	上田市大手2-7-10	上田市真田町本原541-1 信州うえだ農業協同組合 真田支所本店
		上田市真田町傍陽6250 信州うえだ農業協同組合 真田支所傍陽店
		小県郡長和町大門1160-2 信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所大門店
		小県郡長和町古町2799 信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所古町店

会 計 課

### 長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

長野県木曾建設事務所長 塩 入 信 一

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 256号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1747番の21地先から 木曾郡南木曾町吾妻1747番の23地先まで	旧	6.0~9.3 <sup>m</sup>	0.0464 <sup>km</sup>
		21.6~48.3	0.1873
同 上	新	21.6~48.3	0.1873

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義547番135地先から 木曾郡木曾町日義547番110地先まで	旧	11.4~26.0 <sup>m</sup>	0.1000 <sup>km</sup>
		12.2~52.4	0.1000
同 上	新	12.2~52.4	0.1000

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 野尻停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡大桑村大字野尻3081番の140地先から 木曾郡大桑村大字野尻3081番の137地先まで	旧	4.6~6.3 <sup>m</sup>	0.0576 <sup>km</sup>
		7.3~10.0	0.0576
同 上	新	7.3~10.0	0.0576

道路管理課

### 長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

長野県木曾建設事務所長 塩 入 信 一

- 1(1) 路線名 361号
- (2) 供用を開始する区間  
木曾郡木曾町日義547番135地先から  
木曾郡木曾町日義547番110地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年9月24日
- 2(1) 路線名 野尻停車場線
- (2) 供用を開始する区間  
木曾郡大桑村大字野尻3081番の140地先から  
木曾郡大桑村大字野尻3081番の137地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年9月24日

道路管理課

### 長野県教育委員会告示第4号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第31条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定し、及び長野県天然記念物の指定を解除します。

平成27年9月24日

長野県教育委員会

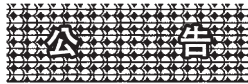
- 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
安布知神社本殿及び拝殿	2棟	下伊那郡阿智村駒場2079番地	下伊那郡阿智村駒場2079番地 宗教法人 安布知神社
絹本著色愛染明王像	1幅	佐久市協和1054番地	佐久市協和1054番地 宗教法人 福王寺

## 2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	所在地	指定告示
八生のカヤ	中野市大字桜沢字大進1249番地	平成19年1月11日 長野県教育委員会 告示第1号

文化財・生涯学習課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
標的型攻撃対策装置一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成28年2月1日から平成33年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保

守及び運用監視）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

## 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び

問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

電話 026(235)7071

## 5 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年11月4日(水) 午前10時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成27年11月2日(月) 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成27年10月29日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の可否

必要とします。